

# 防衛省仕様書改正票

## 灯 油

(KEROSENE)

D S P

K 2208E(3)

制定 昭和48年3月30日

改正 令和 5年3月14日

この改正票は、D S P K 2208E (灯油) についてのものであり、D S P K 2208E (2) を含め累積記載されている。この改正票はD S P K 2208E と併用される。

指定品名 “KEROSINE” を “KEROSENE” に改める。

### 1.3 a) 規格 中

“J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表” を  
“J I S K 2249-1 原油及び石油製品－密度の求め方－第1部：振動法  
J I S K 2249-2 原油及び石油製品－密度の求め方－第2部：浮ひょう法  
J I S K 2249-3 原油及び石油製品－密度の求め方－第3部：ピクノメータ法  
J I S K 2249-4 原油及び石油製品－密度の求め方－第4部：密度・質量・容量換算表”  
に改める。

### 1.3 c) 法令等 中

“工業標準化法（昭和24年法律第185号）” を  
“産業標準化法（昭和24年法律第185号）” に改める。

### 5.1 測定結果

“測定結果は、J I S K 2249によって、密度（15℃） $g/cm^3$ を測定した結果とする。” を  
“測定結果は、J I S K 2249-1, J I S K 2249-2, J I S K 2249-3又はJ I S K 2249-4によって、密度（15℃） $g/cm^3$ を測定した結果とする。” に改める。

### 5.2 成績書等 中

“ a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（J I S K 2203に該当するものであることの表示）  
の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” を  
“ a) 産業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示（J I S K 2203に該当するものであることの表示）  
の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。” に改める。

原案作成部課等名を次のように改める。

原案作成部課等名：防衛装備庁 調達管理部調達企画課類別・標準化企画室

# 防衛省仕様書

D S P  
K 2208E  
制定 昭和 48. 3. 30  
改正 平成 21. 4. 13

## 灯 油

(KEROSINE)

### 1 総則

#### 1.1 適用範囲

この仕様書は、暖房、ちゅう房、灯火、石油発動機、溶剤、洗浄用などに使用する灯油について規定する。

#### 1.2 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1－製品の呼び方

| 製品の呼び方 | 物品番号            | 納入区分 |
|--------|-----------------|------|
| 灯油1号   | 9140-002-9694-5 | バルク  |
|        | 9140-001-9417-5 | ドラム  |

#### 1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

##### a) 規格

J I S K 2203 灯油

J I S K 2249 原油及び石油製品－密度試験方法及び密度・質量・容量換算表

N D S Z 0001 包装の総則

##### b) 仕様書

D S P Z 1002 鋼製ドラム, 200L

##### c) 法令等

工業標準化法(昭和24年法律第185号)

揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)

### 2 製品に関する要求

品質は、J I S K 2203による。

### 3 品質保証

検査は、J I S K 2203によるものとし、それぞれ品質の規定に適合しなければならない。

### 4 出荷条件

#### 4.1 容器

容器は、D S P Z 1002に規定する鋼製ドラムとする。防衛省のドラムに入れて納入する場合は、所要の修理及び完全な洗浄を行い、その外面塗装は、D S P Z 1002に規定する塗料、塗色とする。

#### 4.2 表示

表示は、N D S Z 0001による。ただし、陸上・海上・航空各自衛隊の標識は、“防衛省”と替えて表示する。

なお、特にドラム胴部に標識線を施す場合は、調達要領指定書により指定するものとする。

2.

K 2208E

#### 4.3 納入単位

納入単位は、15℃における容量(L)とする。ただし、バルク調達のうちタンクローリーで納入する際は、特に指定しない限り、温度換算は行わないものとする。

#### 5 その他の指示

納入の際、以下の成績書等を提出するものとする。

##### 5.1 測定結果

測定結果は、J I S K 2 2 4 9によって、密度(15℃)g/cm<sup>3</sup>を測定した結果とする。

##### 5.2 成績書等

成績書等は、次による。

- a) 工業標準化法第19条第1項の規定に基づく表示(J I S K 2 2 0 3に該当するものであることの表示)の許可を受けているものについては、社内試験成績書とする。
- b) 前 a) 以外のものについては、揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項及び第17条の4第3項の規定に基づき告示された分析機関の品質保証資料とする。